

大田区諮問第 105 号答申

1 審査会の結論

大田区長（以下「実施機関」という。）が令和 3 年 11 月 8 日付け 3 池特発第〇〇号によって行った自己情報開示等決定（以下「本件処分」という。）は、相当である。

2 請求対象情報

- ①区職員として請求人との対応・やり取りを記録したもの（メモも含む）。
- ②区職員として、記録したところの請求人と元副所長〇〇〇〇氏とのトラブル等に係る一切の書面。
- ③①及び②については現存するもの全て。

3 審査の経過

令和 4 年 2 月 15 日 諮問を受け、実施機関から説明を聴取し、審査した。
3 月 14 日 審査した。

4 審査請求の理由

自己情報開示等決定通知書には、請求に応じられない理由として、大田区個人情報保護条例（平成 10 年条例第 66 号。以下「条例」という。）第 18 条の 2 第 2 項第 3 号を根拠としているが、池上特別出張所副所長（以下「副所長」という。）は、非開示決定の理由を、総務課法規担当による条例第 15 条第 1 項第 3 号に係る解釈が記載されている通知に基づくものとしており、条例第 18 条の 2 第 2 項第 3 号を理由とする本件処分は失当である。

5 実施機関の弁明の要旨

副所長は、審査請求人からの「個人情報を目的外利用できる根拠・解釈は何か」という問いに対して、条例第 15 条第 1 項第 3 号を説明したものであり、請求に応じられない理由として同号を説明したわけではない。

6 審査会の判断

(1) 条例第 18 条の 2 第 2 項第 3 号は、「……争訟……に関するもので、開示することにより実施機関の適正な事務の執行を妨げるおそれがあると認められるもの」については、実施機関は開示しないことができると定めている。そして、この「争訟」には、民事訴訟法や行政事件訴訟法による訴訟が含まれると解されている。

審査請求人と実施機関の間には、行政訴訟が係属中であり、これは同号の「争訟」にあたり、実施機関が同号を根拠として自己情報を開示しないことは妥当なものであると認められる。

(2) 審査請求人は、副所長が、非開示決定の理由を、「総務課法規担当による条例第 15 条第 1 項第 3 号に係る解釈が記載されている通知に基づくもの」と述べたとして、非開示決定を失当とするが、非開示の決定が記されている自己情報開示等決定通知書には、条例第 18 条の 2 第 2 項第 3 号に基づいて非開示とする旨が明確に示されており、審査請求人の主張はあたらない。

(3) 請求対象情報は、条例第 18 条の 2 第 2 項第 3 号にあたるため、これを開示しないとした実施機関の判断に誤りはない。本件処分は適法かつ正当になされたものと認められる。以上の次第であり、前記「1 審査会の結論」のとおり判断する。

大田区情報公開・個人情報保護審査会

会長 板垣 勝彦

委員 黒野 徳弥

委員 浦岡 由美子